光 市 記 者 発 表 資 料

令和3年12月24日

件 名

第17回 虹ケ浜海岸松林保全ボランティア事業

内 容

虹ケ浜海岸を地域の宝として、すばらしい青松に甦らせるため、地元ボランティアによって 毎年この時期に松林の保全作業を実施します。

- 日 時 令和4年1月23日(日) 9:00~10:30※雨天の場合は、1月30日(日) 9:00~に延期
- ◎場所

虹ケ浜海岸松林

- *集合および開会式
- *作業エリア

- 別紙参照 (実施要領、位置図)

- ◎ 作業内容
 - (1) 松林の落ち葉(松葉)かき
 - (2) 枯れ枝、松ぼっくり 及び倒木の除去、その他
- ◎ 参加者

浅江地区住民

浅江中学校生徒(1,2年生)、コミュニティ協議会役員、その他ボランティア

◎ 服装・持参するもの

作業のできる服装、軍手、テミ、ガンザキ(持参できる方)

◎ 主 催 浅江地区コミュニティ協議会 (担当:環境部)

問合せ

浅江コミュニティセンター(事務局) 電話 0833-72-1438

担当者 環境部長 :福本 忠男

浅江コミュニティセンター 主任: 岡本 美恵子

第17回「虹ケ浜海岸松林保全ボランティア事業」(案)

【実施要領】

1 事業名

虹ケ浜海岸松林保全ボランティア事業

- ◎主 催 浅江地区コミュニティ協議会(主管:環境部)
- ◎共催団体 山口県周南農林水産事務所、光市農林水産課、光市環境事業課

2 目 的

虹ケ浜海岸を地域の宝として、素晴らしい青松に甦らせるために、地元ポランティア等によって、年次的に松林の保全作業を実施する。

3 日 時

令和 4 年 1 月 23 日(日) 9:00 ~10:30

※実施有無の決定:1/21(金)9:00 (やむを得ず当日中止の場合は当日朝7時に連絡)

中止の場合:市長,周南農林事務所,中学校,耕地林務係,届のあった団体等および環境事業課(傷害保険)へ連絡

令和 4 年 1 月 30 日(日) 9:00 ~10:30 【1/23 が中止の場合】

※実施有無の決定:1/28(金)9:00 (やむを得ず当日中止の場合は当日朝7時に連絡)

中止の場合:市長,周南農林事務所,中学校,耕地林務係,届のあった団体等および環境事業課(傷害保険)へ連絡

4 場 所

虹ケ浜海岸松林

※集合及び開会式の場所: なぎさ公園の海側·広場 別紙参照(位置図) 別紙参照(位置図)

5 参 加 者

6 内

- (1)浅江地区住民
- (2) 浅江中学校生徒(1,2 年生→約 250 名) 担当:古山教諭
- (3) 浅江地区コミュニティ協議会役員
- (4) その他ボランティア(

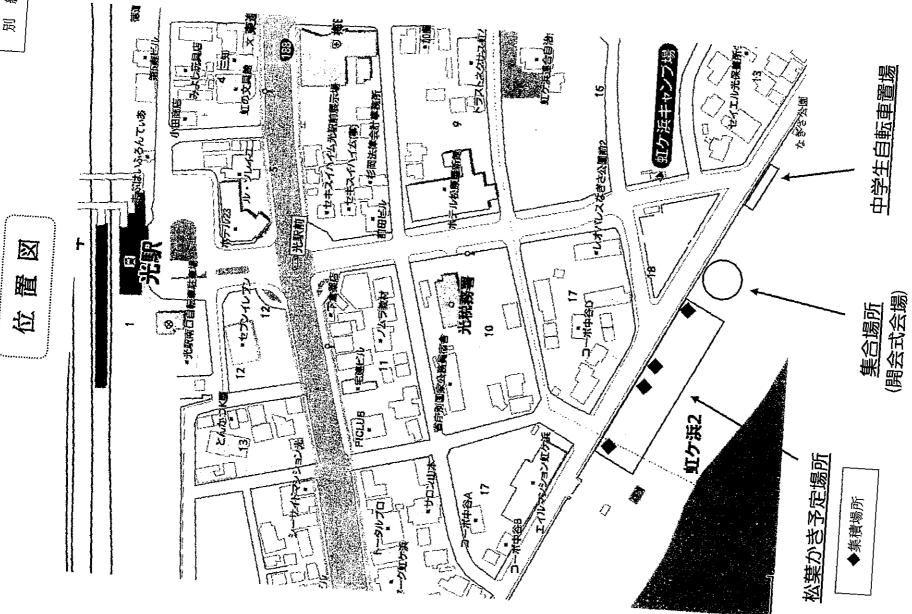
(司会進行:浅江地区コミュニティ協議会 環境部長 福本 忠男)

)

| | ` | 7 = 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 1 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 |
|-----|-------------|---|---------------------------|
| | 時間 | 次 第 | · |
| 開会式 | 9:00~9:15 | ① 開 会 | コミュニティ協議会 環境部長 福本 忠男 |
| | | ② 主催者代表あいさつ | 浅江地区コミュニティ協議会 会長 橋本 均 |
| | | ③ 来資あいさつ | 光市長 市川 熙 |
| | | ④ 所管団体の紹介など | 山口県周南農林水産事務所・主査平國さん |
| | | ⑤ 作業上の注意など | 環境部長 福本 忠男 |
| 作 業 | 9:15~10:20 | 松葉かき など | 指定の袋へ入れて指定の場所へ置く |
| 閉会式 | 10:25~10:30 | 浅江中生徒あいさつ | |

7 服装・持参するもの

作業のできる服装、軍手、ガンザキ(熊手)など



【作業における注意事項】

- 1. 作業時間:9:15~10:20・・・・時間が来たら止める。全部、終わってなくても止める。
- 2. 作業エリア・・・・別紙参照(位置図) 余裕があっても、原則として他エリアでは作業しない。・ロープ(標示板付き)で囲う・集積場所(4カ所)の目印1/21(金)9 時~環境部が準備
- 3. 作業について ◆安全第一で行う◆
 - ①ガンザキ(竹製熊手)とてみを使って、松葉および短い枯れ枝をかき集め、 特大ビニール袋に入れて指定の集積場所まで運ぶ。
 - ②不燃ごみは、指定袋(黄・青・緑・赤)に入れる。
 - ③長い木は1行以内に切って紐で縛り指定の集積場所まで運ぶ。
 - ④状況に応じて間伐をする(コミュニティ協議会役員および農林水産課の判断による)
 - ※③④は浅中生徒20名(コミュニティ協議会役員および農林水産課の指示に従う)
 - ※4カ所に集積した袋は後日、環境事業課で回収…環境事業課に依頼しておく。
 - ※作業時には、小さなゴミ塵・埃が舞い上がるので、衛生上、マスク装着が望ましい。

4. その他

- *ボランティア証明の発行
- *保険:市民活動補償制度 と 河川海岸愛護運動に係る傷害保険
- *参加者全員に粗品(一般:タオル、中学校:アクエリアス)

連絡先

浅江地区コミュニティ協議会 事務局 《浅江コミュニティセンター内 奮: 72-1438》